

道路境界確定の費用負担が一部変更になります

旧相模原市域において、未確定箇所の道路境界確定を市に申請された場合、従来は、市の費用で実施しておりましたが、平成28年4月1日以降の申請分から、境界標埋設までの費用については、申請者にご負担いただくこととなります。

申請理由		費用負担者	
		(現行)	(変更後)
境界確定(未確定箇所)		市	申請者
境界復元		市	市
現地不 合箇所	許容誤差*外の場合	市	市
	許容誤差*内の場合	申請者	申請者
狭あい道路の後退用地の 寄附に伴う測量・登記		市	市

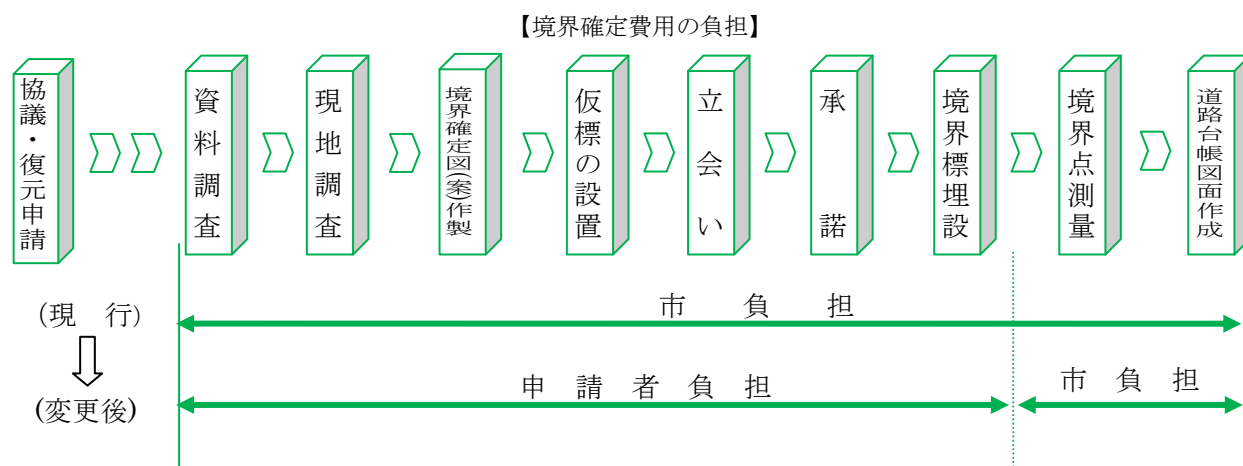
←今回の変更点 (境界確定(未確定箇所)と境界復元)

←変更なし (現地不都合箇所の許容誤差*内の場合)

* 許容誤差 道路台帳図面と現地実測点間距離の許容される誤差のことを言います。申請する境界の距離が10m未満の場合は3cm以内、境界の距離が10m以上の場合は5cm内を、それぞれ許容誤差とします。

○ 申請者にご負担いただく費用は、「境界標埋設（下図参照）」までとなります。

○ 津久井地域(旧4町)については、現在も申請者にご負担いただいているため、制度変更はありません。



事務担当 相模原市役所都市建設局土木部路政課

電話 042(769)8359

E-Mail: rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp